

令和4年5月30日
令和4年8月1日更新

教職員各位

医歯学系(医)
大学院医歯学総合研究科(医)

新型コロナウイルス抗原定性検査キット使用による濃厚接触者の 自宅待機期間の短縮措置について

新潟県における濃厚接触者に関する対応方針により、陽性者との最終曝露日を0日目として、自宅待機2日目及び3日目に抗原定性検査キット(以下、検査キットという。)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能とされました。

本学医学科では、濃厚接触者の自宅待機期間は5日間(6日目に解除)を原則としますが、検査キット(承認された体外診断用医薬品)を用いた検査の結果により、自宅待機期間の短縮も可能といたしますので、お知らせします。ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食は行えません。

なお、医学科独自の措置として、同居家族(同居人)が陽性となった場合は本短縮措置の対象外とします。別紙「同居家族(同居人)が新型コロナウイルス陽性者となった場合の出勤再開について」をご確認ください。

1 対象者

濃厚接触者*に該当する教職員(感染者又は保健所から濃厚接触者に指定された教職員)
ただし、同居家族(同居人)が陽性者となった場合を除く

* 濃厚接触者の定義

・陽性者と「感染の可能性のある期間(※1)」に接触し、「以下の範囲(※2)」に該当する場合です。

※1 感染の可能性のある期間

- 1) 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- 2) 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった。
- 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
- 適切な感染防護(マスク着用など)なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い。

2 検査キット

検査キットは、医学科が用意しますので、待機期間終了を待たずに、速やかに総務課庶務係(025-227-2003)へ請求してください。

ドラッグストア等で販売している検査キットを各自で購入の上、検査を行う場合は、検査キットは、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

新潟市内の検査キット販売店は以下のHPから検索してください。

<https://niigata-corona-kensa.com/>（新潟県 抗原定性検査・PCR検査 会場一覧）

事前に検査キットを販売していることを電話で確認してください。なお、購入は、知人に代行を頼み、ポストなどに投函してもらってください。

3 検査結果の確認, 出勤可能の判断

検査結果の確認は、濃厚接触者自身が行い、「症状が無く」かつ「2日目, 3日目の検査結果がともに陰性」であれば, 3日目から出勤可能となります。(保健所への確認は不要です。)

なお, 検査結果は, 添付の報告書で総務課庶務係(shomu@med.niigata-u.ac.jp)に報告願います。

また, 1回目又は2回目の検査結果が陽性となった場合は, 速やかに医療機関を受診してください。

4 その他

出勤可能判断に迷う場合は, 総務課庶務係(025-227-2003)にご相談ください。